

平成 30 年北海道胆振東部地震・台風 21 号に係る

北海道農業団体災害対策本部 設置要領

(目 的)

- 第 1. 本対策本部は、全道広域に甚大な被害をもたらした平成 30 年北海道胆振東部地震・台風 21 号による農業被害に対処し、JA グループ北海道をはじめ道内農業団体の総力をあげ、組合員・JA の営農・経営安定のため農業被害等諸対策を講ずることを目的とする。

(名 称)

- 第 2. 本対策本部は、「平成 30 年北海道胆振東部地震・台風 21 号に係る北海道農業団体災害対策本部」と称する。

(構 成)

- 第 3. 本対策本部は次の団体をもって構成する。

JA 北海道中央会、JA 北海道信連、ホクレン、JA 北海道厚生連、
JA 共済連北海道、北海道 N O S A I、北海道農業公社、
北海道土地改良事業団体連合会

(対 策)

- 第 4. 本対策本部は目的達成のため、次の対策を講ずる。

1. 農業・JA 等被害の実態把握
2. 農作物生育状況・減収被害状況、物流・電力状況等の把握
3. 行政との連携強化
4. 政策要求等の実施
5. 被害農家・JA 等の営農・経営安定に必要な諸対策の推進
6. その他

(運 営)

- 第 5. 本対策本部の構成団体の長及び常勤役員をもって委員会を設け、基本対策について、協議決定する。

- 第 6. 本対策本部に本部長及び本部長代行、副本部長を次のとおり置く。

本部長 JA 北海道中央会会長
本部長代行 JA 北海道信連会長、ホクレン会長、JA 北海道厚生連会長、
JA 共済連北海道運営委員会会長、北海道 NOSAI 会長、
北海道農業公社理事長、北海道土地改良事業団体連合会会長
副本部長 JA 北海道中央会副会長、JA 北海道信連副会長
ホクレン副会長、JA 北海道厚生連副会長、
JA 共済連北海道運営委員会副会長、北海道農業公社副理事長

第 7. 本対策本部の構成団体実務担当者をもって幹事会を設け、委員会の指示に基づき具体的対策の検討にあたる。

幹事長は JA 北海道中央会参事とする。

第 8. 本対策本部の事務局は、JA 北海道中央会営農指導支援センター及び関係部署におく。

第 9. 本対策本部の運営に要する経費は、構成団体において分担する。

(その他)

第 10. 本対策本部は、平成 30 年 9 月 6 日をもって設置し、対策完了時をもって解散する。